

# 令和5年度 第2回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

## 【日 時】

令和5年11月1日（水曜）午後1時30分から午後3時30分

## 【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

## 【出席者】

<委 員>

栗川委員、中村委員、田部委員、中島委員、高橋委員、石井委員、治委員、丸山委員、  
有川委員、柴田委員

計10名

（欠席委員：佐藤委員、菊地委員、熊谷委員、松井委員、海老委員）

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、  
保健所保健管理課、各区健康福祉課、特別支援教育課

## 【傍聴者】

4名

## 【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 議事・・・・・・・・・・ p 4
4. その他・・・・・・・・・・ p 2 6
5. 閉会・・・・・・・・・・ p 2 9

## 1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきありがとうございます。私は、本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。

本日の会議につきましても、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。事前にお送りしたものと、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表

【資料1】新潟市障がい福祉計画及び新潟市障がい児福祉計画 新旧対照表

【資料2】第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画 成果目標

【資料3】第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画 サービス見込み量

【参考資料1】新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

【参考資料2】令和5年度アンケート調査結果（障がい者向け）

【参考資料3】令和5年度アンケート調査結果（障がい児向け）

以上9点となります。

また、本日、机上配布させていただいた資料として、

- ・新潟市における施設入所者数と入所待機者数の状況
- 差し替え資料として、
- ・次第

以上、2点を配布させていただきましたが、お手元にごございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、佐藤委員、菊池委員、熊谷委員、松井委員、海老委員から欠席のご連絡を頂いております。15名の委員のうち、10名の委員の方々が出席されており、過半数を超えていますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

## 2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、福祉部長の今井よりごあいさつ申し上げます。

(今井福祉部長)

皆さん、こんにちは。福祉部長の今井でございます。本日は、ご多忙の中審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また皆様方におかれましては、日ごろより本市の障がい施策にさまざまな機会でご協力、ご支援をいただいていることにつきまして、重ねて感謝申し上げます。

本日の障がい者施策審議会は、今年度2回目となります。9月の第1回審議会では、次期計画となる第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定に向け、構成案をお示しさせていただきました。本日は、次期計画の素案についてご審議いただきたいと考えております。また、本日頂きましたご意見を参考に、これから素案の内容を固めてまいりますので、より良い計画策定に向けて、皆様から忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。本日はよろしく願いいたします。

### 3. 議事

#### 第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画の素案について

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、有川会長お願いいたします。

(有川会長)

皆様、こんにちは。今日は若干暑いぐらいの陽気ですけれども、寒い日と暑い日、こう気温差があると結構体にしんどくなりますけれども、本日もよろしくお願いいたします。

次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。本日の議事は、第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画の素案についてのみとなっております。会場の使用時間も踏まえて、最終的には午後3時30分までに会議を終えたいと考えておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事の「第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画」の素案について、事務局からお願いいたします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

障がい福祉課長の小林です。それでは、計画の素案について説明させていただきます。

本日は、資料が多いため、まず、参考資料及び計画の概要等に関する資料1までを説明いたします。

はじめに、参考資料1により、新潟市における障がいのある人を取り巻く状況について確認いたします。参考資料1をご覧ください。

この資料は、新潟市の手帳所持者数やサービスの利用状況、サービス基盤整備状況の現状を表したもので、基礎データとして、計画に掲載するものです。

それでは、1ページ、点字資料1ページをご覧ください。「1. 手帳所持者等」についてです。(1) 身体障害者手帳ですが、表の「障がい程度」は、1級が最も重度で、2級、3級と下がるにつれ、障がい程度は軽度となります。肢体不自由の割合が全体の過半数を占めており、2番目に多い内部障がいでは、心臓機能障がいの割合が大きくなっています。

続いて、点字資料は5ページ中ほどをご覧ください。(2) 知的障がい者に係る療育手帳では、療育Bの割合が全体の約6割と、療育Aよりも若干高くなっています。

続いて、2ページ、点字資料は6ページ中ほどをご覧ください。(3) 精神障害者保健福祉手帳では、2級の割合が全体の約8割と大半を占めています。

続いて、点字資料は7ページ中ほどをご覧ください。(4) 手帳所持者の高齢者の状況では、高齢者の割合は全体の54.6%となっており、なかでも、身体障害者手帳所持者では、高齢者の割合が75.7%と全体の4分の3を占めております。

続いて、点字資料は9ページをご覧ください。(5) 各種手帳所持者の推移では、平成25年度から令和4年度までの、10年間の手帳所持者数の推移を表しています。身体障害者手帳は平成25年度をピークに減少傾向にあります。療育手帳・精神障害者保健福祉手帳については増加傾向にあり、全体で見ると、平成30年度以降は、約4万1,000人ほどで推移しています。なかでも、精神障害者保健福祉手帳の所持者が10年前と比べ約1.8倍と、大

幅に増加しております。

続いて、3 ページ、点字資料は 12 ページをご覧ください。(6) 発達障がいのある人について、発達障がいのある人の実数については統計はございませんが、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者の中に、発達障がいのある人が含まれているという状況でございます。

(7) 難病患者について、こちらも実数については統計がありませんので、特定医療費受給者証交付数を掲載しております。平成 28 年度にピークを迎え、その後減少に転じ、近年は 6,500 人前後で推移しております。

続いて、4 ページ、点字資料は 14 ページをご覧ください。「2. 障がい福祉サービス等利用状況」です。訪問系サービスでは、常時介護を必要とする人たちのための「重度訪問介護」や、知的・精神障がい者の行動を支援する「行動援護」の利用者が増加傾向にあり、そのほかについてもおおむね横ばいで推移しています。なお、最重度の障がい者を支える「重度障がい者等包括支援」については、市内に指定事業所がなく、利用者の状況等に応じて複数のサービスを組み合わせて対応しています。

続いて、点字資料は 17 ページをご覧ください。日中活動系サービスでは、「生活介護」は増加傾向、生活能力の維持・向上を目的として行われる「自立訓練」は、おおむね横ばいで推移しています。また、就労系については、支援を受けながら働くための訓練を行う「就労継続支援」、雇用型の「A型」と非雇用型の「B型」がございます。それと、一般就労に伴って生じる生活上の支援を行う「就労定着支援」が増加傾向にあります。

続いて、5 ページ、点字資料は 21 ページをご覧ください。居住系サービスでは、障がいを持つ人たちが共同生活を送り、職員がその手助けを行う「共同生活援助（グループホーム）」が増加傾向にあり、「自立生活援助」、「施設入所支援」はおおむね横ばいの傾向にあります。

続いて、点字資料 22 ページをご覧ください。相談支援では、障がい福祉サービス利用者のためのプラン作成や調整など、基本的な支援を行う「計画相談支援」が増加傾向にあります。

続いて、点字資料 23 ページをお願いいたします。障がい児支援では、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」が増加傾向にあり、これらの通所支援利用者の増加に伴い、「障がい児相談支援」も増加しております。

続いて、6 ページ、点字資料は 29 ページ中ほどをご覧ください。地域生活支援事業です。「意思疎通支援事業」の「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の派遣人数が、コロナ禍を経て、増加傾向にあります。

続いて、7 ページ、点字資料 37 ページをご覧ください。「その他事業」の「日中一時支援事業」は、日中活動系サービスの事業所が開所していない時間帯など、サービスの隙間を埋める役割もあり、利用ニーズが高く、増加傾向にあります。

障がい福祉サービス等利用状況についての説明は、以上です。

8 ページと 9 ページ、点字資料につきましては 38 ページ以降に、「3. 新潟市内におけるサービス基盤整備状況」として、本市の主要なサービス、事業所数や定員数を掲載していますが、説明は割愛させていただきます。

新潟市における障がいのある人を取り巻く状況の説明は、以上です。

続きまして、令和5年度アンケート調査結果についてご説明いたします。事前にアンケートの内容についてはご確認いただきましたが、「障がい者」向けと「障がい児」向けの2種類行っております。

まず、参考資料2、障がい者を対象としたアンケート結果についてご説明いたします。

1 ページ、点字資料1 ページをご覧ください。はじめに、(1) アンケート概要です。調査の対象者は障害者手帳を所持している方などを対象として、表にありますとおり、身体、知的、精神、発達、難病の5種類について、それぞれ1割の方を無作為抽出し、延べ4,920人の方に調査を行いました。

期間は令和5年8月7日から8月28日までの約3週間とし、郵送により実施しました。なお、回収率は45.2%でございます。

続いて、点字資料4 ページをご覧ください。(2) 項目別回答状況です。ここでは、合計で18の質問に対する結果をまとめてありますが、主な質問項目とそれに対する回答についてご説明いたします。

5 ページ、点字資料は10 ページ上段をご覧ください。「問8 あなたは普段の生活で誰から介助・支援を受けていますか」という質問です。こちらの質問では、介助・支援などの実態を把握するため、「子」を「息子」や「娘」に分ける、「息子の配偶者」や「娘の配偶者」を新たに設けるなど、前回の調査から選択肢を修正してございます。前回調査と同様、「介助・支援は受けていない」を回答される方が最多となっており、次いで、「配偶者」、「施設職員」から介助や支援を受けている方が多いという状況です。

続いて、8 ページ、点字資料は14 ページをご覧ください。「問10 あなたが現在利用している福祉サービスは何ですか」という質問です。前回調査と同様、「補装具費支給・日常生活用具給付」を回答される方が最多となっております。次いで「相談支援事業」ですが、こちらは前回の調査から大きく伸びております。また、「施設入所支援」や「生活介護」などの割合が減少している一方で、「自立訓練」や「就労移行支援」などの割合が増加しています。

続いて、点字資料は16 ページ上段をご覧ください。「問11 新潟市の障がい福祉施策の中で、あなた自身がもっと良くしてほしいと思うことはありますか」という質問です。回答の傾向は、前回調査と同様、「経済負担の軽減」を回答される方が最多となっており、次に、「相談支援体制」となっております。次に「雇用促進・就労支援」、「道路・交通・建物のバリアフリー」と続きますが、前回と比べ、この2つは順番が入れ替わっており、「雇用促進・就労支援」の割合が伸びております。また、「外出サービス」や「介助者へのサポート」の割合が増加している背景として、新型コロナウイルスの5類感染症移行により、外出機会の増加などが影響しているのではないかと考えられます。

続いて10 ページ、点字資料は21 ページをご覧ください。「問14 あなたが今お住まいの地域で安心して生活していくために必要なことはありますか」という質問です。前回調査と同様、「困った時に相談できる場所」を回答される方が20.2%と最多となっており、次いで、「気軽に通える場所」、「働く場所」の順となっております。

続いて、点字資料は22 ページ中ほどをご覧ください。「問15 あなたは障がいを理由として偏見や差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたことがありますか」という質問です。結果は、約3割の方が「ある」と回答しました。

「ある」と回答した方に「具体的にどのような場面か」を聞いた質問が、続いて 11 ページになります。点字資料は 23 ページをご覧ください。この質問は、障がいのある方が普段どのような場面で偏見や差別・暮らしにくさを感じているか把握するため、新たに設けた質問です。結果は、「雇用の場」を回答される方が最多となっており、続いて、「交通機関利用の場」、「商業施設利用の場」となっております。

続いて、「問 16 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか」という質問です。この質問は、障がいを理由としたいやなことや困ったことがあるときに、話せる相手や相談する場について実態を把握することを目的に、新たに追加した質問です。結果は、「家族や親せき」と回答した方が最多となっており、次いで「友人・知人」、「かかりつけの医師や看護師」の順になっています。

最後に、13 ページ、点字資料は 26 ページ中ほどをご覧ください。「問 19 あなたが普段の生活で困っていることや利用している福祉サービスで不便に感じていることがありますたら記入してください」という質問です。さまざまな意見が寄せられておりますが、特に障がいへの理解や、障がい者とその家族への配慮を求める声、親亡き後の生活への不安や経済的な支援、相談支援や移動支援、入所施設などの福祉サービスの充実を求める声が多く寄せられました。

続いて、参考資料 3、障がい児を対象としたアンケート結果についてご説明いたします。

1 ページ、点字資料 1 ページをご覧ください。「(1) アンケート概要」です。アンケートの対象者は、市内の特別支援学校・学級、通級指導教室の児童・生徒、新潟市児童発達支援センターこころんの利用者です。対象となる方のおおむね 2 割を抽出し、今回の対象者は 861 人となっております。

調査期間は、7 月 18 日から 9 月 30 日までで、各学校やこころんへアンケートの協力依頼文書を配布し、WEB フォームから回答していただきました。回収率は 41.5%となっております。

続いて、2 ページ、点字資料は 3 ページ下段をご覧ください。項目別の回答状況について説明いたします。ここでは、全部で 14 の質問に対する結果をまとめてありますが、主な質問項目とそれに対する回答をご説明いたします。

はじめに 4 ページ、点字資料は 6 ページをご覧ください。「問 4 お子さんの障がいや発達課題に気づいたきっかけは何でしたか」という質問です。結果は、「あなたを含む家族による気づき」が最も多く、次いで、「病院などの医療機関による受診・健診」、「保育園・幼稚園等からの助言」による気づきが多い状況となっております。

続いて、「問 5 あなたやお子さんは、現在どこに（誰に）相談をしていますか」という質問です。結果は、「学校・園」が最も多く、次いで「病院・クリニック」、「放課後等デイサービス」で相談している方が多い状況となっております。

なお、表中の上から 3 番目、「新潟県はまぐみ小児医療センター」とありますが、「医療」ではなく、正しくは「療育」、「新潟県はまぐみ小児療育センター」となりますので、すみませんがここで訂正させていただきます。

続いて、5 ページ、点字資料は 8 ページをご覧ください。「問 6 お子さんが自宅や地域で生活していくためにはどのような支援が必要ですか。」という質問です。結果は、「周囲への理解」が最も多く、次いで「相談・支援体制の充実」、「施設の充実」を求める声が多

くあります。

続いて、7ページ、点字資料は10ページ中ほどをご覧ください。「問8-1 お子さんは障がいを理由として、偏見や差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたりしたことがありますか」という質問です。結果は、約半分の方が「ある」と回答しています。

続いて、「問8-2 障がいを理由とした偏見や差別・暮らしにくさを感じるの、具体的にどのような場面ですか。」という質問です。回答では、学校や園での生活、公共交通機関や商業施設を利用した際に、偏見や差別・暮らしにくさを感じるという意見が寄せられました。

続いて、8ページ、点字資料は12ページ中ほどをご覧ください。「問8-3 前の質問での回答を踏まえ、障がいを理由とした偏見や差別、暮らしにくさについて、可能な範囲で具体的に記載してください」という質問です。回答としては、障がいや発達上の課題に対する周りの人の理解がない、冷たい視線を感じたり心無い言葉を言われる、嫌がらせを受けるなどの声が寄せられております。

続いて、9ページ、点字資料は18ページ中ほどをご覧ください。「問9 お子さんが学校や園での生活を送る上で、あなたが求めることを教えてください」という質問です。結果は、「学校支援や介助など、学校・園生活のサポート」が最も多く、次いで「障がいや発達上の課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」、「障がいや発達上の課題に合わせた環境整備」を求める声が多い状況となっております。

続いて、点字資料は19ページ中ほどをご覧ください。「問10 今後お子さんが学校を卒業した後の日常生活又は社会生活を送るために、どのような支援が必要だと思いますか」という質問です。結果は、「周囲の理解」が最も多く、次いで「働く場」、「相談体制」、「就職後のサポート・フォロー」を求める声が多い状況となっております。

続いて、10ページ、点字資料は20ページ中ほどをご覧ください。「問11 アンケートの項目にはないものの、お子さんやあなたが暮らしやすいまちをつくるために必要なもの、その他ご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください」という質問です。回答では、障がいに対する理解や、親亡き後の生活への不安、相談先を求める意見が多く寄せられました。

今回のアンケート結果については、計画策定に限らず、今後の障がい福祉施策を進める際、参考とさせていただきたいと考えております。

令和5年度アンケート調査結果についての説明は、以上で終わります。

続いて、資料1により、第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画の素案について、ご説明いたします。

計画で定めている「基本理念」及び「基本的な考え方」につきましては、国の基本指針を基に、本市の現状を踏まえながら見直しを行います。変更点を中心に説明いたします。

なお、資料ですが、現行計画の内容を右側に、次期計画案の内容を左側に記載し、変更点がわかるよう、対比する形でお示ししております。

それでは、1ページ、点字資料は6ページをお願いいたします。「1 計画の概要」の(3)計画の期間ですが、国の示す指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間としております。

続いて2ページ、点字資料は7ページをご覧ください。「2 計画の基本理念及び基本的



な考え方」です。(1) 計画の基本理念でございますが、まず、3 ページ、点字資料は 17 ページをご覧ください。「④地域共生社会の実現に向けた取組」では、令和 3 年 4 月に施行された改正社会福祉法に基づく包括的な支援体制の構築に向け、同法に規定する「重層的支援体制事業」の活用について明記したものです。

続いて、4 ページ、点字資料は 21 ページをご覧ください。「⑤障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援」では、国の基本指針とは別に、令和 4 年 4 月 1 日に施行された「新潟市子ども条例」に定める子どもの権利保障などの基本理念について、追記をいたしました。

続いて、5 ページ、点字資料は 25 ページをご覧ください。「⑥障がい福祉人材の確保・定着」及び「⑦障がいのある人の社会参加を支える取組」については、それぞれ国の基本指針に沿った内容で案を作成しております。

続いて、6 ページ、点字資料は 32 ページをご覧ください。(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方です。「③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実」では、障害者総合支援法改正により、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援等が含まれること、また、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターや、施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされたことを受け、国の基本指針が見直されたところです。本市においては、すでに地域生活支援拠点等の整備は進めているところですが、より機能を充実させるという内容で見直しを行います。

続いて、7 ページ、点字資料 40 ページをご覧ください。(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方です。相談支援については、障がい者アンケートの「障がい福祉施策の中でもっとよくしてほしいこと」でも上位にランクされておりますが、国の基本指針でも相談支援体制の充実・強化という内容で見直しながされており、「①相談支援体制の充実・強化」では、8 ページ、点字資料は 41 ページになりますが、市内 4 カ所に設置している基幹相談支援センターと相談支援事業所との相互連携や、障がいのある人やその家族、地域住民にとってアクセスしやすい相談支援体制に向けた検討といった内容を追記いたしました。

引き続き、8 ページ、点字資料は 46 ページになりますが、「③発達障がいのある人などに対する支援」では、発達障がい者の家族等への一層の支援が重要であることから、ペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の構築等について、国の基本指針を基に追記するものでございます。

続きまして、9 ページ、点字資料は 51 ページをご覧ください。(4) 障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方です。「①地域支援体制の構築」では、児童福祉法改正により、児童発達支援センターが、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関と位置づけられ、国の基本指針に、改正案に記載の(ア)から(エ)の機能が明記されたことから、本市計画においても同様に見直すものでございます。

最後に、10 ページ、点字資料は 55 ページになりますが、「②保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」から、11 ページ、点字資料は 64 ページになりますが、「⑤障がい児相談支援の提供体制の確保」につきましては、市の現状を踏まえ、用語の追加や削除など、所要の見直しを行うものでございます。

以上、はしりばしりですが、資料1の説明を終わります。よろしく願いいたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ここまで、参考資料1から3と資料1について説明がありましたけれども、ご意見やご質問等ございますでしょうか。栗川委員、お願いいたします。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。今、ご説明いただきましてありがとうございました。いくつかご質問をさせていただきたいんですけども、まず資料1の対照表の方なんですけど、少しページがわからないんですけど、調べてもらってということで、障がいの定義がどこかにあったかと思います。ありましたでしょうかね。障がいのある人の範囲ですかね。ちょっと待ってください。「障害の種別によらない一元的なサービス」というところですかね。「2」で、「障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」というところなんですけど。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

②の項目でしょうかね。

(栗川委員)

障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等というところですか。皆さん大体わかりましたでしょうかね。どこのことを言いたいのか。

(有川会長)

2ページになります。資料の1の2ページの2の②になります。(1)の②ですね。

(栗川委員)

現行が書いてあって、改定後は現行と同じとなっているところなんですけれども、この計画といいますか、新潟市の障がい者の定義といいますか、誰がサービスの対象になっているかということが書かれている。特に最初のところが、いわば定義が、障がい者の範囲といいますか、障がいのある人の範囲ということがいわば定義的に示されているかと思えます。これが変わらないということなんですけれども、これを読んでいると、昔のままというか、いわば障がいの医学モデル、個人モデルの障がいの定義、あるいは障がい者の定義のままで、多分今、障害者権利条約が日本でも批准され、障害者基本法やら差別解消法やらいろんな国の法律ができていの中で、障がいの定義というのは、本人の機能障がいと社会的な環境との相互作用の中で生じる、広い意味での障がいということが障がいとしてとらえられているというふうに思えます。

この新潟市の基本的な障がいのとらえ方に関しても、ここまでの議論の中ではそういうふうにとらえられている。つまり、障がいの社会モデルというか人権モデルというか、そういうふうにとらえているものにとらえているんだらうなと思っていただんですけども、

ここへ来て、ここへ来てというか、ここでの障がいのとらえ方が、また昔のままというか、そういう感じなので、違和感をここには感じました。

恐らく、国の法律の中の総合支援法が改正し損なったというか、乗り遅れたというか、昔のまま残ってしまっているというところがあって、そこがそのままこの計画にも影響してしまったのかなというふうには想像されますけれども、でも今の国の全体の法制度の、障がい者の法制度の体制全体、障害者基本法にしても、差別解消法にしても、この社会モデル、人権モデル的な障がいのとらえ方が基盤になっていますし、本市においてもそこが基本になって、いろいろな条例等もつくられていると思うので、この表記に関しては一考していただけるといいかなというふうに思いました。障害者基本法的な、本人の機能障がいだけではなくて、そこと環境との相互作用で起こっていることなんだという、そのところをここで書いてもらえるといいかなというふうに、感想および意見です。これが1個です。

それからアンケートにかかわる部分なんですけれども、これはすごく貴重なご意見が当事者の方々から寄せられていて、これはやっぱり深刻に受け止めなければいけない事がらすごくあると思います。特に、周囲の人たちの理解を求める意見が非常に強い。これは逆に言うと、周囲の人たちの理解がなかなか進んでいないという現状。自由記載のものを読んでみると、本当にもう心が痛むというか、辛い目になっているというか、周りの人からのいろんな目や言葉やらで差別や偏見を受けているという、そういう実態が訴えられているというふうに思います。そういう点では、このアンケートの結果を十分に踏まえて計画というものを立てていかなければいけないなというふうに思ったことが1つと、そこにも大きく絡むと思うんですけれども、やはり差別や偏見、特に障がいや障がいを持って人をどう見ていくのかということに関しては、僕は教育の果たすべき役割は極めて大きく、決定的だと思います。子どものころから、どういうふうに障がいを持った人のことや障がいのことをとらえていくかという、そのところでどういう考え方や見方が形成されていったかによって、いったん大人になってできたものはそう簡単に変わらないというか、そういう感じだと思います。

そういう中で、今の日本の、これは新潟市だけの問題ではなくなりますが、分離型の障がい児教育が徹底されてやってきていて、今回のアンケートに関しても、前回の会議でも私意見を述べさせてもらいましたが、障がい児のアンケートの対象として、特別支援学校やら特別支援学級やら、あるいは普通学校に通っている人でも通級の人やらということで、とにかく普通のというか、一般の障がいがないとされている子どもたちから別枠に行かさせられるというか、行くというか、そういう特別支援教育の体制、分離型特別支援教育といってもいいと思いますけれども、そういうことの中で行われていて、今回のアンケートでも、いわば普通学級で例えば支援を受けながら一緒に学んでいるみたいな、フルインクルーシブが実現しているような障がい児が、そもそも新潟市にいないんだとすると、それはそれでまたすごい問題だと思いますけれども。いたとしても、その人とかの意見はこのアンケートの対象になってないわけでありまして、そういう点がすごく大きい問題だと思います。

また、このアンケートの中の回答だったかはちょっと今はっきりしませんけれども、新潟市の障がいのある人もない人も共に生きる条例ですかね、あれの認知度に関しても、新

潟市全般では3割、4割という形の一般の市民の人たちが認知をしているのに対して、この当事者アンケートだと十何パーセントとかってすごい低い数値になっていて、この条例の中身自体はいい中身が書かれているんでしょうけれども、そのことが当事者も含めて知られていないし、あるいは知られていないばかりか、その中で言われている事がらというのが、市民、子どもたちも含めての意識の中でまだまだ足りないから、いろんな差別やら偏見やら、いろんな不理解やらということにさらされているという、こういう状況がこのアンケートで示されているんじゃないかなというふうに思いました。感想ということになりますけれども、ここに関しては以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。いくつかあると思うんですけども、まず1つは、個人モデルと社会モデルのお話が出ていたかと思います。その点についての、障がいの定義についての話で、その点について、どのようにこれを、この計画の中に反映していくのかという問題が1点と、あともう1点は、これはちょっと差別解消法の話の関連、新潟市で言うところの、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に関連したご質問かと思いますが、障がいの理解の問題、アンケート結果なんかでも少しその点触れられているということで、その点について日本の教育の1つの、これは国連とかだいぶ指摘されている問題でもありますけれども、分離型教育と言われている1つの形を、今委員のほうからその点についてのご指摘もあったのかなというふうに思いますが、ちょっとアンケート手続きのところも踏まえた話、前回もご質問あった内容でもありますので、その点も踏まえてご説明いただくといいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

まず、一番最初の障がいの範囲について説明のほう補足させていただきます。今回は、新潟市障がい福祉計画、障がい児福祉計画ということで、これからまたご説明申し上げますが、向こう3年間のいわゆるサービス提供の目標ですとか、そのようなものを定めることを目的としておりますが、3年前にこの今の計画と一緒に、上位計画である「第4次新潟市障がい者計画」というものを一緒にここで議論をしていただいて定めております。この第4次新潟市障がい者計画が6年間で見直しを行うということで、今ちょうど中間年にあたるということになります。そちらの新潟市障がい者計画で、障がいのある人ということで、実際に総論の中で記載しておりますけれども、ここの障がいのある人の定義につきましては、まさに先ほど栗川委員がおっしゃった、障害者基本法などに基づいて、身体障がいですとか知的障がいなどで、その障がいがあるため、それらの障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限・制約を受ける状態にある人ということで記載しております。要するに、各種の障がい者手帳を持つ人だけではなくて、合理的な配慮を必要とする人を、広く障がいのある人というふうに定義をさせていただいております。

ちなみに、社会的障壁とは何かということにつきましては、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、概念、その他一切のものということで規定をしておるところでございます。

2番目のアンケートの関係なんですけれども、前回の審議会で、栗川委員のほうから、いわゆる普通学級で学ぶ障がい児も対象とすべき、まさにインクルーシブの観点から対象とすべきということでご意見頂戴いたしました。ここについては当方でも考えが及ばなかった部分がございます、普通学級で学ぶ障がい児といったときに、発達障がいのお子さんのことのみをとらえて考えていたものですから、当然それ以外の身体障がいをお持ちのお子さんともいる可能性があるということで、その部分に思いが至らず、アンケートのほう進めてしまったということがございます。ここにつきましては、次回アンケートのときには、しっかりと対象者をとらえた上で実施をさせていただきたいというふうに考えております。

また、共生社会を踏まえて、栗川委員からもいろいろご意見を、アンケートの結果の内容も含めてご意見を頂きましたけれども、まさに委員がおっしゃるとおり、共生条例の認知度も含め、まだまだ認知度が向上していないといえますか、取り組む必要があるということで、今後計画に限らず、毎年の障がい施策においても、条例認知度アップに向けた取り組みですとか、単に認知度に限らず、理解も含めた施策について引き続き講じてまいりたいと考えております。

(有川会長)

ありがとうございました。栗川委員、いかがでしょうか。

(栗川委員)

わかりました。6年間の計画のところで障がいの定義がそういうふうになっていたということで、安心しました。

アンケート結果に関しては、先ほど申し上げた通りなので、深刻に受け止めるべき中身がいっぱいあったというふうに、私は思いました。ありがとうございます。

(有川会長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。特にはございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは引き続き事務局より説明をお願いします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

それでは、引き続き、第7期新潟市障がい福祉計画及び第3期新潟市障がい児福祉計画の成果目標について、ご説明いたします。

資料2をご覧ください。はじめに、(1)から(8)まで、大きく8つの項目がございますが、これにつきましては現行計画から変更はございません。

また、成果目標の具体的な項目・数値などを表形式で記載しておりますが、表の左側に新と表示があるものは、次期計画から新たに追加設定する項目となります。

それでは、主な成果目標や新たに設定された目標を中心に、説明いたします。

1ページ、点字資料1ページをご覧ください。(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行です。はじめに、「①施設入所者の地域生活への移行」ですが、国の指針にならない、令和

4年度末時点の施設入所者 596 人のうち、令和 8 年度末までの 4 年間で、現行計画と同率の 6 %、35 人が地域生活へ移行することを基本とし、うち 3 年分にあたる 27 人を目標値といたします。

次に、「②施設入所者の削減」、点字資料は 3 ページ上段になりますが、はじめに、本市の施設入所の状況につきまして、本日配布した 1 枚紙の資料「新潟市における施設入所者数と入所待機者数の状況」でご説明しますので、恐れ入りますがそちらのほうをご覧ください。

資料の上段の表、点字資料は 1 ページ上段になりますが、そこでは施設入所者数を、下段の表、点字資料は 2 ページ中ほどになりますが、そちらでは施設入所待機者数の推移を示しております。ご覧いただいておりますように、施設入所者数が徐々に減少し、令和 4 年度に 600 人を割った一方、待機者数は増加傾向にあります。現在の新潟市内の入所施設の定員が 480 人と不足しており、市外の施設の入所の順番がなかなか回ってこないというのが、大きな理由として考えられます。なお、定員不足を補うため、今年度から新たな入所施設の整備に着手することになっておりますが、完成後も依然として相当数の待機者が残ることが見込まれております。

それでは、資料 2 の 1 ページ、点字資料は 3 ページ上段に戻ってください。「②施設入所者の削減」について、国の指針では令和 4 年度末時点の施設入所者の 5 % 以上削減する目標値が示されておりますが、本市では、先ほど説明しましたように、施設入所の待機者数は年々増加しており、アンケートでも、親なき後のことを心配される意見が多く寄せられたところです。そのため、施設入所者数につきましては削減の目標は設定しないこととし、639 人としている現計画の目標値を維持することとしたいと考えております。

「地域生活への移行」が伸び悩んでいる背景として、グループホームが増加しているものの、重度障がい者を受け入れる体制が十分でないことが挙げられております。本市においては、市単独事業として、グループホームの運営費を補助しておりますが、引き続き補助の効果を検証し、重度障がい者の受け入れを促進していきたいと考えております。

続いて、2 ページ、点字資料 6 ページをご覧ください。(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築です。「①精神病床における早期退院率」については、現行計画にある成果目標ですが、先般、早期退院率の実績データを抽出している国におきまして、今後は都道府県別の実績のみを提供することとなりまして、新潟市分のみの実績を把握することができなくなりました。そのため、次期計画では、市としての成果目標は掲げないことといたしますが、引き続き地域における保健・医療・福祉の各分野が連携し、精神障がい者の地域生活への移行、早期退院率の向上に取り組みます。なお、参考として記載しておりますのは、新潟県の目標となりますけれども、新潟県では国の基本指針に即した目標値を設定する予定と聞いております。

続いて、3 ページ、点字資料は 8 ページをご覧ください。「②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組の推進」についてです。この項目は、本市独自の成果目標となります。当事者、家族、保健・医療・福祉の関係者による協議の場である「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取り組みを推進します。次期計画では、この「地域生活を考える会」を年 2 回開催すること、当事者団体などとの共同事業を年 4 回開催・実施することを目標にしたいと

考えております。

続いて、(3) 地域生活支援の充実です。点字資料 9 ページ上段をご覧ください。この項目は、現行計画において、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」としてありましたが、一部項目が見直され、新たな指標が追加されております。

「①地域生活支援の充実」についてですが、国の指針では、各市町村において、地域生活支援拠点等を整備することに加え、機能の充実を図るため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置することが新たに目標設定されたところです。また、年 1 回以上運用状況の検証及び検討を行うことについては、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討することとされました。本市では、平成 30 年度以降整備を行っております、地域生活支援拠点等について、コーディネーターの配置ですとか、地域生活支援拠点等の機能を担う担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制により、引き続き地域の実情を踏まえた機能の充実を図ります。また、障がい者地域自立支援協議会において、年 1 回以上運用状況の検証および検討を行います。

4 ページ、点字資料は 11 ページ中ほどに移りまして、成果目標については、現行・新規のすべての指標について、「有」ということで設定いたします。

続いて、「②強度行動障がいのある人への支援体制の充実」についてです。点字資料は 13 ページをご覧ください。国の指針では、各市町村または圏域において、強度行動障がいを有する障がい者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることが、新たに目標設定されました。本市ではすでに、強度行動障がいのある人、またはその家族を支援するための夜間休日の相談支援事業ですとか、強度行動障がいのある人を支援する支援者の研修を実施しておりますので、そのような事業におきまして、強度行動障がいのある人の現状、あるいは支援ニーズを把握するとともに、関係機関が連携した支援を進めてまいります。次期計画では、国の指針どおり、支援体制を「有」にしたいと考えております。

続いて、5 ページ、点字資料は 14 ページ中ほどをご覧ください。(4) 福祉施設から一般就労への移行等です。国の基本方針では、福祉施設から一般就労へのトータルでの移行者数のほか、個々の事業ごとにも目標を設定しております。

まず、「①福祉施設から一般就労への移行」について、国の指針では、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上の目標値が示されており、この指針どおりとしますと 194 人の設定となりますが、本市の最近の傾向として、就労希望者に占める就労に向けた支援を必要とする方の割合が増加している状況を踏まえ、達成は困難であると考えております。ただ、企業等に課される障がい者の法定雇用率が、現行 2.3% から令和 8 年 7 月 1 日には 2.7% に引き上げられることを考慮し、現行計画の目標値 160 人に、法定雇用率の伸び率、具体的には 1.17 倍となりますが、こちらを乗じた 187 人を目標値にしたいと考えています。

続いて、6 ページ、点字資料 17 ページをご覧ください。「②就労移行支援事業から一般就労への移行」ですが、このあとの④と⑤「就労継続支援型事業からの移行」と合わせ、先ほど①でご説明したトータルとしての目標値 187 人の内数が目標ということになります。具体的には、トータルの目標 187 人に、令和 3 年度の一般就労への移行実績、これに占める就労移行支援事業利用者の割合を乗じた 129 人を目標値にしたいと考えております。

次の「③就労移行支援事業利用終了者の一般就労への移行率」は、新たに設定された項目となります。点字資料は 19 ページをご覧ください。国の指針において、障がい者本人に見合った職場への就職と定着といった事業目的の実施実現や、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が 5 割以上の事業所を、就労移行支援事業所全体の 5 割以上とする目標が立てられたものであり、本市の計画でも、国と同様の目標を設定したいと考えております。

続いて、7 ページ、点字資料は 20 ページ中ほどをご覧ください。④就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行、⑤就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行については、先ほどの②と同様の考え方により、それぞれの目標値を 22 人にしたいと考えています。

続いて、8 ページ、点字資料 24 ページ中ほどをご覧ください。「⑥就労定着支援利用率」についてです。国の指針では、「就労定着支援事業利用者数」の令和 3 年度実績の 1.41 倍以上の目標値が示されていますが、利用者数を目標値とした場合、就労移行者の増減に応じて就労定着の利用者数も増減するため、就労定着支援の実態を把握する観点から、利用者数ではなく、利用率を目標値にしたいと考えております。具体的には、就労移行支援事業所などを通じて一般就労した者のうち、就労定着支援事業を利用した者の割合を目標値とし、令和 3 年度実績の 1.4 倍となる 52% を目標といたします。

(4) の最後として、点字資料は 26 ページになりますが、「⑦就労定着支援利用による就労定着率」については、国と同様に、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とする目標を設定することとします。

続いて、9 ページ、点字資料は 27 ページ中ほどをご覧ください。(5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備です。

「①児童発達支援センターの設置数」から、10 ページ、点字資料は 32 ページ中ほどになりますが「④医療的ケア児などに対する支援」までは、国の針を受けて現行計画に設定されている項目となります。設置や整備は済んでおりますので、次期計画でも「有」ということとなります。

続いて、11 ページ、点字資料は 34 ページをご覧ください。「⑤障がい児入所施設に入所する子どもが大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置」についてです。国の指針では、障がい児入所施設に入所する児童が 18 歳以降に大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整に係る協議の場を設置することが、新たに目標設定されました。本市では、すでに児童相談所が中心となり、関係機関と連携しながら移行を進めていることから、目標を「有」とし、今後取り組みを強化してまいります。

続いて、「⑥教育・保育施設等への発達支援コーディネーターの配置率」についてです。点字資料は 35 ページ中ほどをご覧ください。この項目は、本市独自の成果目標となります。障がいのある子どもが安心して教育・保育施設等を利用できるよう、発達支援コーディネーターの配置率を、令和 4 年度末の 87.2% から、令和 8 年度に向けて増加させることといたします。

続いて、12 ページ、点字資料は 37 ページをご覧ください。(6) 相談支援体制の充実・強化等です。国の指針では、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化に加え、地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、個別



事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善等の取組を行う協議会の体制を確保するよう、新たに目標設定されたところです。新潟市におきましては、すでに市内4カ所に基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業者等からの相談に対し、専門的な立場から指導・助言を行っております。また、新たな指標に対しては、障がい者地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善等に取り組んでおり、今後も質の向上を目指してまいります。

続いて、(7) 障がい福祉サービス等の質の向上です。点字資料は40ページをご覧ください。現行計画にもある項目で、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくためには、関係法令等に対する深い理解によって現状を把握し、事業所を適切に指導できる職員が必要となります。本市では、障がい福祉分野の新任職員等を対象とした研修など、職員の資質向上に向けた取組を行っており、13ページ、点字資料は41ページ上段になりますが、次期計画においても、目標を「有」といたします。

続いて、(8) 障がいや障がいのある人への理解促進です。点字資料は41ページ中ほどをご覧ください。この項目は、国の指針における成果目標ではありませんが、先ほど意見を頂きましたように、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」などで、本市が目指すこととしている、共生社会の実現に向けた取組に対する成果目標として、設定しているものでございます。

「①新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」について、令和5年度の認知度を35%以上とすることを目指してまいりましたが、令和4年度時点で39%となっております。今後もより一層の周知・啓発を図るため、次期計画においても、成果目標に設定したいと考えております。

続いて、「②学校等を通して新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」についてです。点字資料は43ページ上段をご覧ください。令和5年度の目標値16校に対して、令和3年度実績が24校なり、目標値につきましては26校まで増加させる目標値を設定いたしました。

成果目標の説明は以上です。

続きまして、資料3により、サービス見込み量についてご説明いたします。

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画のサービス見込み量につきましては、基本的に過去の実績をベースに算定しております。項目数が多いため、主な項目や新規で設定した項目を中心にご説明いたします。

1ページ、点字資料3ページ上段をご覧ください。まず、「訪問系サービス」です。上から2番目、「重度訪問介護」では、利用実績が年々増加している点を考慮し、毎年月間の利用者が1人ずつ増えると見込み、サービス量を設定いたしました。また、そこから3つ下、点字資料は9ページになりますが、「重度障がい者等包括支援」では、先ほども説明いたしました。現在市内に事業所がございませんが、次期計画においても、現行計画と同じサービス量を設定しております。

続いて、「日中活動系サービス」です。点字資料は13ページになります。上から2番目の「生活介護」のうち書きで示されております、「うち、強度行動障がい者」は、新たに設定されるものです。国の指針においては、生活介護の利用者数のうち、強度行動障がい、高次脳機能障がい、医療的ケアを必要とする方などの重度障がい者について、個別に利用

者数の見込みを設定することが望ましいとされたところですが、これらの障がいにつきましては、国から明確な定義が示されていないこともあり、引き続き県と協議しながら検討することといたしますが、本市では、生活介護の支給決定にあたり、強度行動障がいに係る加算対象者を把握しておりますので、現時点では、その加算対象者の数値を用いて見込み量を設定しております。

なお、2 ページの一番下、点字資料は 29 ページになりますが「短期入所」、さらに 3 ページの上から 2 番目、点字資料は 32 ページ中ほどになりますが、「共同生活援助（グループホーム）」についても、うち書きとして、強度行動障がい者の利用見込み量を設定しております。

2 ページに戻りまして、上から 2 番目、点字資料は 18 ページになりますが、「就労選択支援」についてです。こちらは新規の項目となります。就労移行支援または就労継続支援（A型・B型）の利用を希望する人に対し、就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望や就労能力、適性などに合った選択の支援を行うもので、令和 7 年 10 月 1 日に施行予定のサービスです。見込み量の算定にあたっては、サービスの対象者となる就労移行支援、就労継続支援の新規利用者、あるいは支給決定の更新者を見込み算定しています。

続いて、3 ページ、点字資料は 33 ページ中ほどをご覧ください。「居住系サービス」です。3 番目、「施設入所支援」では、先ほど成果目標のところの説明しましたとおり、本市では施設入所待機者が依然として多いことから、現時点では、現計画の横ばいでサービス量を設定しております。

続いて、「地域生活支援拠点等」についてです。点字資料は 34 ページ中ほどをご覧ください。国の指針では、設置箇所数と機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数設定のほか、コーディネーターの配置人数を設定することが新たに示されました。先ほど成果目標でもご説明しましたが、本市ではすでに設置及び検証等を行っておりますが、設置箇所数につきましては、毎年 1 箇所の増を見込んでいるところです。

続いて、4 ページ、点字資料は 40 ページ中ほどをご覧ください。「障がい児支援」についてです。一番上の「児童発達支援」とその次、点字資料は 42 ページ中ほどの「児童発達支援センター」については、児童福祉法の改正により、福祉型と医療型が一元化されるため、サービス見込み量についてもそれぞれの数値を足し合わせた形といたしました。

続いて、点字資料は 43 ページになりますが、「放課後等デイサービス」につきましては、依然としてニーズが高い状況であり、過去実績の伸び率を考慮して算出しております。

続いて、その 2 つ下、点字資料は 47 ページになりますが、「居宅訪問型児童発達支援」については、これまで市内に事業所がありませんでしたが、令和 4 年度に 1 事業所を新規指定したところでございます。

続いて、5 ページ、点字資料は 57 ページ中ほどをご覧ください。「発達障がい者支援」の上から 3 番目、「発達障がい支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言」から一番下、点字資料は 60 ページになりますが、「ペアレントメンターの人数」については、新たに国の指針に基づき設定する項目となります。見込み量につきましては、いずれも過去実績を考慮し算出しております。

続いて、6 ページ、点字資料は 69 ページをご覧ください。「精神障がいにも対応した地

域包括ケアシステムの構築」の一番下、「精神障がい者の自立訓練（生活訓練）」でございます。こちらは、新規の項目となります。精神障がいのある人に対し、地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、生活能力向上のための訓練を行います。見込み量は、過去実績を基に算出しております。

続いて、7ページ、点字資料は75ページ中ほどをご覧ください。「相談支援体制の充実・強化のための取組」の上から5番目、「個別事例の支援内容の検証の実施」から、下から2番目、点字資料は78ページ中ほどになりますが、「協議会の専門部会の設置数及び実施回数」まで、新規の項目となります。

まず、「個別事例の支援内容の検証の実施」についてです。点字資料は75ページ中ほどをご覧ください。見込み量の算定にあたっては、令和4年度における各区協議会のケース会議開催実績などを基に算出しております。

その次の、「主任相談支援専門員の配置」についてです。点字資料は76ページをご覧ください。令和4年度末時点で、基幹相談支援センターの主任相談支援専門員は10名となっており、令和5年度は2名の増、その後は毎年1名ずつの増を見込んでいるところでございます。

続いて、「協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参加事業者・機関数」についてです。点字資料は77ページ上段になります。見込み量は、令和4年度における各区協議会のケース会議の開催回数、会議に参加した機関数の実績を基に算出しています。

続いて、「協議会の専門部会の設置数及び実施回数」についてです。点字資料は78ページ中ほどをご覧ください。現在、相談支援部会、権利擁護部会、精神障がい部会など、6つの部会を設置しているところでございます。それぞれの部会で、年5回の会議を開催するとともに、年2回の研修会実施を見込んでおります。

続いて、8ページ、点字資料は88ページ中ほどをご覧ください。「地域生活支援事業」です。中段にあります「意思疎通支援事業」の「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」では、現行計画において、新型コロナウイルスの5類移行の影響などから、令和5年度実績が大幅に増加する見込みであるため、次期計画においては、年間50人の増加を見込み算出しております。

続いて、9ページ、点字資料は98ページ中ほどをご覧ください。上から2番目「移動支援事業」についてですが、依然としてニーズが高く、利用者数は増加傾向にあることから、過去実績の伸び率を考慮し見込み量を算出しております。

続いて、10ページ、点字資料は113ページをご覧ください。上から2番目、「障がい児等療育支援事業」では、現在、市内4カ所の基幹相談支援センターに、障がい児支援コーディネーターを1名ずつ配置しており、今後も同じ体制を配置を継続するため、4カ所で見込んでおります。

続いて、下から3番目、点字資料は122ページ中ほどになりますが、「その他の事業」の「日中一時支援事業」ですが、利用ニーズが高く増加傾向にあるため、引き続き増加を見込んでおります。

その1つ下、点字資料は124ページになりますが、「訪問入浴サービス事業」では、重度者の入浴支援を実施する生活介護等の通所事業所が増加傾向にあることや、介護保険サー

ビスへの移行により、利用者数が減少傾向にあることを踏まえ、見込み量を設定しました。

以上でサービス見込み量の説明について終わります。よろしくお願ひします。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見やご質問等ございますでしょうか。中島委員。

(中島委員)

精神障がい者支援施設にいがた温もりの会の会長を務めております、中島と申します。1つ1つの個々の内容についてというよりも、全体的なご質問を申し上げたいんですけれども。現在、精神障がい者支援及び福祉の世界において、とても重要視されている言葉がピアサポートという言葉です。ピアサポートに関しましては、厚労省のほうから全国的な展開を望む趣旨で、各市町村のほうにその普及についての計画を立ててほしいという、また実際に研修等を行って、その普及に努めてほしいというふうな指針が出ていて、新潟市においてもそれは一部行動化されているというふうに聞いております。うちのスタッフにも1人ピアスタッフがおりまして、彼がいろいろな研修会等で講演をさせていただいたりしているという実情を聞いております。

いろいろと今ご説明いただいた、障がい福祉計画にしる、先ほどの施設の問題にしる、ちょうど「ピアサポート」という言葉が出てこない。これは、新潟市としてはピアサポートについて、決してももちろん何もしていないということではなくて、しているということでは聞いておりますのであれなんです、実質的にこのような形で発表されていないというのは、何か意味があるのでしょうか。そこのところをお伺いしたいと思います。

(有川会長)

ありがとうございます。今のご質問、いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

ピアサポートの関係ですけれども、ちょっとここで今正確な確認が取れるかどうかあれですけれども、いわゆる国の基本指針のほうでも、ピアサポートという部分の記載があったのかなかったのかを含めて確認する必要があるのですけれども、基本的にはそこまでの記述がされていないのではないかと私は思ったところなんです、どちらにしましても、まずその確認からさせていただきまして、今お話がありましたように、実際ピアサポートについては新潟市としても動き出すところですので、サービス見込み量なのか、基本成果目標なのかあれですけれども、そこに追加できるかどうか、ちょっと整理検討のほうをさせていただければと思います。

(中島委員)

私どもが国の指針等の書類にあたることもありませんし、それがどのように重要視されているかということに関しては、私どもが確認することは不可能です。ので、その辺で噂話でしかないのですが、厚労省のところに、それをきちんと普及させるだけの検討会が設

置されていて、公式の文書が出ていると聞いているんですよ。もしそのような状態が本当にそうであるならば、それが新潟県の中で、皆さんの中に普及していないということが、ものすごく問題だなというふうに、今感じています。

(有川会長)

ありがとうございます。今のはいかがでしょうか。それでは、栗川委員のほうから。同じ関連の質問ですね。

(栗川委員)

そうです。今日配られた資料の何ページにあたるのかわからないのですが、数値目標がいろいろ、盲聾者通訳とか書いてある次のところに、精神障がい者地域生活、広域調整等みたいな項目が、どの資料の何ページかちょっとわからないのですが、ここの中にピアサポーターというのが書いてあって、これがどういう意味で今のご質問にかかわるのかというところも、合わせてお伺いしたいと思います。ピアサポート従事者数というのがあって、わかりますかね。

(有川会長)

ちょっと資料のほうの……。

(栗川委員)

盲聾者とかの数値が書いてあるところの次の項目なんですけど。私が資料をコピーしてはりつけてしまったものですから。テキストのデータを。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

一番最後の、資料3の10ページ、中段から下に、「地域移行・地域生活支援事業」ということで、「ピアサポート従事者見込数」という単位があります。

(有川会長)

単位のところですね。下から5行目の「地域移行・地域生活支援事業」のサービス種目がそこに右側に単位があって、「ピアサポート従事者見込数」、ここですね。

そうしますと、今の中島委員からのご質問と、栗川委員のご指摘いただいたこの点というところは、同じことを意味しているのかどうかというところを少し説明いただいたほうがよろしいのかと思います。

(事務局：こころの健康センター 福島所長)

こころの健康センターが対応している部分になるかと思いますが、これはいわゆるピアサポーター、国が言ってる事業そのものではなく、私どもがやっている事業の中で、「にも包括」、精神障がいにも対応した地域包括システムの構築の中の、当事者団体とのその共同事業の開催実施、資料の2の3ページになりますでしょうか。ここの当事者団体等の共同事業の開催実施というのが、②のところの「精神障がいにも対応した地域包括システムの

取組の推進」という項目の中の、成果目標の指標の2つ目です。「当事者団体等との共同事業の開催・実施」というところがありました、この事業の中におきまして、温もりの会さんからも参加していただいて、相談とか交流に当たっていただいているというところの当事者の方、ピアサポーターさんの出動というところが、資料3の10ページのところの、「地域移行・地域生活支援事業」というところの単位、「ピアサポート従事者見込数」というところの数字に反映されているというところになります。

そしてこれは、いわゆる障がい福祉サービスの中で言っているところの、国のほうでピアサポーターを養成する研修をやっていて、温もりの会さんからも、受講されたと今お話がありました、そのものと直接結びついているわけではなくて、「にも包括」の事業の中でピアサポーターさんに活躍していただいているということになると認識しております。ピアサポーター、当然精神障がいだけではないと思いますので、ほかのさまざまな障がいにおけるピアサポーターの養成、すなわち障がい福祉部門におけるピアサポーターの養成というところと直接は結びつくものではないので。そのあたりは障がい福祉課さんのほうでやっていると思いますが、ここに書いてあることについてはそういった内容になります。

(有川会長)

障がい福祉課のほうからは何かございますか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

先ほどの繰り返しになりますけれども、あらためて今委員のほうからご質問いただいている、いわゆるピアサポーターの養成の部分ですね。こちらについては、あらためて国の指針から当たるなり、また本市独自で成果目標とか追加する、しないにつきまして、検討をさせていただければと考えております。

(有川会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか、中島委員。

(中島委員)

僕もある程度、そういう専門的にピアサポートについての研究を進めております。今のお話を聞くと、あまりにも心もとない。非常に、ピアサポートというのは、単純に言えば、仲間同士の助け合いということなんですが、これが社会性を帯びて、実質的に世の中の障がい者というか、人々の生活の中に役に立つためには、ピアサポートというのは文化にならなければいけない。これはもう研究者たちの常識です。その文化になるということの難しさを、みんな必死になって考えているんですよ。それに対して、そんなことがあったかなみたいなお話ですと、じゃあ我々が今まで聞いていたさまざまな国の動きとか、市のほうの動きとか、ちょっと福祉課さんのほうにあることで電話をかけたときに、ピアサポートに対する返答があまりにも脆弱だったので、「大丈夫なの？」とは思っていたんですが、基本的にそのような認識だったということ、はっきり今日は認識いたしました。私1人が困るだの、困らないだのと言ったってしょうがないんですが、少なくとも国のほうから明確なそういう指針は出ているはずですので、しっかりとその辺をとらえて、この問題に

当たっていただきたいと思います。以上です。

(有川会長)

はい。いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

はい。承りました。

(有川会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、栗川委員。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。2点お願いします。まず、資料2の最初のほうだと思っ  
うんですけども、②なんだろうかな、(2)かちょっとわからないんですが。施設入所  
者の削減のところに関してです。ここだけじゃなくて、このあとの就労のところにもいく  
つかありますが、国の基本方針ではこういう目標になっていますが、本市の実情ではこれ  
が合わないのかという無理なので、独自の目標を立てますみたいな。そういう立て付け  
で、新潟市の目標が、いわば国の基本方針には及ばないとか、初めからの目標として  
はしないという、そういうふうな記述がいくつかあります。特にこの施設入所者に関して  
は、先ほどのご説明の中で、ここにも少し書いてありますけれども、やはり施設の待機者  
が非常に多い。ご説明の中では、その受け皿となるグループホームで特に重度の人が断ら  
れる、そういう実態があって難しいんですというお話で、実情はそういうことなんだろう  
とは思っうんですけども、この計画の中でもたびたび出てくる「親亡き後」みたいな状況  
も含めて、やっぱり今家族が、親を中心として必死で、障がいのある子ども、あるいは年  
齢が高くなっても子どもということで、親がいろんな意味で全部世話をしたりということ  
を家族、家庭が担っていて、どうにもなくなる状況の中で、もうほかに行き場がないとこ  
ろで、施設にお願いしたいということの中で待機者が増えていく。

そういう意味で、地域移行とか脱施設とかということに関して、できていない実情があ  
るから施設待機者が多くなっているし、また地域移行をしようにもそこが極めて薄く、あ  
るいは理解もなく、断られてみたいなことの中で行き場がなくなっている。待機している  
という状態というのは多分、家庭が必死になって踏ん張っているという状況、なんとか早  
く施設に入れてくれというのは、そういう状況だと思っうんですけども、そういう状況を  
踏まえず数値目標を立てるというのは、ちょっと本末転倒ではないかな。あるいはやる気  
がないとか、そういうふうに思えてしまいます。

なぜ待機者がこんなに多くて、あるいは先ほどの分析から言えば、受け皿となり得そう  
なグループホームとかを、どのようにしてちゃんとした形で充実させていくとか、そこ  
の部分をしっかり立てていかないと、現状はこうだからしょうがないです、国の計画や国  
の方針通りにはいけませんというのは、ちょっととか、かなりよろしくないというふう  
に私は思っ、ここは再考を願いたいというふうに思っます。これが1点です。

同様のことが、この施設以下の就労等々のところでも似たような表現があるので、そこ

も含めてなぜ実情からすると達成困難だというふうに言って、だから目標はそのようにはしませんというふうにあっさり引き下がるのかというか、もうちょっと粘ってほしいというか、そういう感じがほかの項目についてもします。というのが1点目です。

それから2点目が、視覚障がい者にかかわってのことなんですけれども、点訳者ですとか、あるいは音声訳者ですとか、あるいはテキストデータ化する人たちとか、そういう情報保障にかかわるさまざまな仕事をやる、あるいは仕事をでなくボランティアでやってくれる方々がいらっしやって、でもその人たちが今どんどん減っていて、担い手としての点訳者、音訳者、あるいはテキストデータ化をするなどなどの視覚障がい者に対する情報保障の担い手が今後どうなっていくのか。今やっている人たちが本当に高齢化してやめていくと、若い人たちがなかなかいないという、こういう実態があります。この計画あるいはこの数値目標の中に、手話通訳、あるいは盲聾者への通訳等々の派遣に関しては数値が書いてありますけれども、視覚障がい者の情報保障にかかわる部分に関しては、この計画あるいは数値目標の中でどう位置づけられているのか。僕が見た限りでは見当たらないので、教えてもらいたいということです。2点です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ご質問いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

すみません。1点目のご質問なんですけれども、栗川委員の要望というのは、国が基本方針を実際示しているわけだから、なるべくそちらに沿う方向で、もう少し再考願えないかという、そういう趣旨でよろしかったでしょうか。

(有川会長)

栗川委員、いかがでしょうか。

(栗川委員)

はい、結論を端的にそういうことになってしまうかもしれませんが、その前提として、それを実現するために、今の実情にどういう問題があって、どこをどう改善しないといけないのか。目標をそのように設定した上で、多分うまくいかない可能性が高いと思いますけれども、そのときの総括の視点にもなると思いますので。多分大事なところは、なぜ市のほうとしてこういうふうと考えられたのかという。そこの部分で、これでいいと思っているのかということも含めての部分になります。

ただ、ここの今のところの、計画や数値目標のところの結論だけ言えば、国の目標に近いものにすべきだということは考えています。という趣旨です。

(有川会長)

いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)



わかりました。あと2点目につきましても、確かに私も一そろえ確認したときに、いわゆる視覚障がい者に係る情報保障という部分での成果目標というのが、恐らく今時点でちょっと載っていないのかなと思いますので、そこについてはまた検討整理のほうをさせていただければと思います。適切な設定ができるようであれば、追加したいというふうを考えます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。栗川委員、いかがでしょうか。

(栗川委員)

それで1点目に関してはどういうことになるのか。2点目に関してはわかりました。情報保障に関しては、よろしくをお願いします。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

1点目につきましても検討整理させていただきまして、何らかの形で皆さんにフィードバックさせていただければと考えております。

(栗川委員)

よろしくをお願いします。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか、特にございませんでしょうか。いくつか出ていた点、ピアサポーターの件もありますし、今ほど出ていた視覚障がい者の方々のための情報保障を支えていく人材をどう育成していくかという、そうした要は支えていく側のほうの人材というところの話がいくつか出ておりましたので、その辺り共通する視点もあるのかなと思ったので、そこはまた検討いただければと思います。

あと今ほどの話につきましても、数値がやはり結果として出てきているという点において、そのプロセスというのがやはり見えにくくなっているのと、ある意味国が進めている地域生活移行という、1つの目指すべき方向性というものに対してどう対応しているのかというところが、若干チグハグなイメージもあるという点においての整理をしていく必要性というのがあるのかなと思いました。これは個人的な感想でもありますがけれども、その点についてまたご検討いただければと思います。

ほか、いかがでしょうか、特にご意見はございませんでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは意見が出そろったようですので、ここで議事を終了いたします。

#### 4. その他

(有川会長)

次に「その他」ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

(中村委員)

すみません。中村ですが、その他といたしますか、ちょっと意見を準備していたのですが、ちょっとタイミングを逃してしまいました。よろしいでしょうか。

(有川会長)

よろしいです。お願いいたします。

(中村委員)

中村と申します。よろしくお願いいたします。新潟市ろうあ協会のメンバーです。まず、要望といたしますか確認ですが、ろう者が施設に入所したり入っているという話を聞いています。今の状況を見ると、施設内の中でももちろんほとんど聞こえる方ばかりという状況の中で、1人あるいは孤立した状態でろう者がいるような話を聞いています。現状はどうかを知りたいなと思って、もし調査できるようでしたら教えていただきたいということが1点あります。その状況も合わせて教えていただきたいと思います。施設に入って、皆さん健常なわけですから、施設に入ってもコミュニケーションの方法がありません。皆さんは声でお話ししている中で、聞こえない人が1日どうのように過ごしているのか。デイサービスなどの場合も、何も交流がないまま帰っているという話も聞いたりするので、とてもつまらない場所だという声が出ています。私のところに届いています。なので、そのようなことに対して市のほうでどのように考えているか、どこまで把握されているかを知りたいと思います。希望といたしましては、その職員、スタッフさんに手話を覚えてほしい。少しでも、あいさつだけでも手話を表してもらいたいというのが希望になります。

もう1点ですが、市のろう協の中で5団体の組織があります。その5団体としての要望というのがいつもあって、市に対して要望しているのですが、1つも回答をもらっていないところがあるので、その辺についても確認をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。今の件についていかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

最初の質問ですが、申し訳ございません、ちょっと時間を頂戴しまして、こちらとしても正確なところを把握させていただきたいと思います。

2点目についても、これは今年の2月にいろいろ話をした点かと思われまますので、それについても至急整理、対応のほうさせていただきたいと思いますので、また別途ろう協さんのほうに、個別に連絡させていただければと考えております。よろしく申し上げます。

(中村委員)

はい、よろしくお願いいたします。

(有川会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、田部委員。

(田部委員)

私も1つ意見をとって用意していたのですが、時間が差し迫っている中すみません。新潟地区手をつなぐ育成会、知的障がい者の会ですが、最近グループホームがたくさんできておまして、ちょっと親としても、民間の会社の関係のグループホームもたくさんできておまして、その中で愛知県の恵ですが、ちょっと破綻したような、虐待があったりとか、そういった事件がありまして、ちょっと親の会としてもとても危惧しているところでございます。それで、新潟市としても、なるべくグループホームに対して、書類の面だけでなく、実際に中に入って様子を見ていただきたいなと思います。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

グループホームに限らず、事業所の指定にあたっては、書類のみならず事前の面談ですとか、事後の訪問確認とか今現在も行っておりますので、引き続き徹底してまいりたいと思います。

(田部委員)

お願いします。

(有川委員)

ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。それでは先ほどちょっと触れましたが、その他について事務局からございますでしょうか

(事務局：障がい福祉課 小林課長)

はい。それでは、今日いろいろ計画の関係で意見をいただいて、ちょっと宿題とさせていただいた部分もございますので、そちらについてはあらためて急ぎ整理して、今日お配りした資料等に修正が必要であれば、それをまた修正するという形になると思いますので、次回の施策審議会が、前回ちょっと行程をお話ししたときには、2月あたりに3回目ということで、その前にパブリックコメントとかを行いたいというふうに説明させていただいているんですけども、どちらにしてもパブリックコメントを行う前に、しっかり整理した上で、会長のほうにもご相談させていただきながら、すべての委員の方にお返しといたしますか、説明のほうさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(有川会長)

ありがとうございます。ほかはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは令和5年度第2回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の方々それぞれのお立場でお気づきのこと、あるいは日常の中でお考えのことがありましたら、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございます。そちらのほうに現状踏まえた意見なり、あるいは提案についてお書きいただいて提出していただけたらと思います。

皆様にはお忙しいところを長時間にわたって会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

## 5. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間にわたり、議事進行をいただき、ありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては、無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和5年度第2回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。